

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十三号）の施行期日を平

成二十五年八月三十日とすること。